



敷地測量図 S=1:500 (A3サイズ)
(西エリア幼稚園・二宮公民館複合施設)

特記

建設工事順序(計画)

1. 二宮幼稚園()、二宮公民館()
(付属倉庫共)先行解体
2. 開発許可後、敷地北半分(第1期)を造成
3. 複合施設 建設
4. 複合施設完成後、旧二宮公民館()
を解体
5. 敷地南半分を造成(第2期)
(幼稚園グラウンド、駐車場等)

工事に係る解体順序は、上記の計画を基本とするが、複合施設の基本計画によっては、順序の変更も可とする。ただし、その場合は、二宮公民館()または旧二宮公民館()のどちらかは複合施設の完成まで使用できるものとする。

また、解体順序の変更により、造成区域の変更については、工程も含めて提案すること。

--- は敷地境界線を示す。
ただし、造成により地盤の高さ等の変更もあるため、仮の境界線とする。

